

事例番号:300108

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第一部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

妊娠 40 週 5 日 胎児心拍数陣痛図で一過性頻脈、基線細変動を認める

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 41 週 0 日

9:30 陣痛開始のため入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 41 週 0 日

9:35- 胎児心拍数陣痛図で胎児低酸素・酸血症を疑う所見(基線細変動減少、一過性頻脈消失、繰り返す高度変動一過性徐脈)を認める

16:53 児頭下降不良・微弱陣痛のため子宮底圧迫法 3 回、吸引分娩 1 回により児娩出

胎児付属物所見 臍帯巻絡あり(頸部 1 回)

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:41 週 0 日

(2) 出生時体重:3040g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:実施せず

(4) アプガースコア:生後 1 分 2 点、生後 5 分 2 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死、急性循環不全、左気胸

(7) 頭部画像所見:

生後25日 頭部MRIにて多嚢胞性脳軟化症を認め、低酸素・虚血を呈した所見

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2名、小児科医 2名

看護スタッフ:助産師 4名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、妊娠 40 週 5 日以降、妊娠 41 週 0 日の入院時までのいずれかの時点から生じた胎児低酸素・酸血症が、出生時まで持続したことであると考える。

(2) 胎児低酸素・酸血症の原因は、臍帯圧迫による臍帯血流障害の可能性が有る。

(3) 出生後の呼吸障害が脳性麻痺発症の増悪因子となった可能性を否定できない。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 入院時の対応(パルスオキシメトリ測定、内診、分娩監視装置装着)は一般的である。

(2) 妊娠 41 週 0 日の入院時から子宮底圧迫法を実施するまでの対応(連続監視のみを行い約 6 時間様子観察としたこと)は選択されることは少ない。

(3) 児頭排離後、児頭下降不良、微弱陣痛のため子宮底圧迫法を 2 回実施し、吸引分娩(子宮底圧迫法併用)1 回で児を娩出したこと(原因分析に係る質問事項および回答書より)は一般的である。

3) 新生児経過

(1) 新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管)は一般的である。

(2) 呼吸障害が持続するため、A 医療機関 NICU に新生児搬送したことは一般的

である。

#### 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

##### 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 胎児心拍数陣痛図の判読と対応を「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」に則して習熟することが望まれる。
- (2) 胎児心拍数陣痛図の記録が不鮮明な場合は、正確に記録されるよう分娩監視装置のプローブを正しく装着することが望まれる。

【解説】本事例は陣痛波形が記録されていなかった部分があり、正確な判読のためには、きれいに記録された胎児心拍数陣痛図が必要である。したがって、陣痛プローブは、正しく装着することが重要である。

- (3) 観察した事項および実施した処置等については、診療録に正確に記載することが望まれる。

【解説】本事例は、子宮底圧迫法および吸引分娩の開始時刻や胎児付属物所見(臍帯過捻転・血性羊水の有無、羊水量)についての記載がなかった。観察した事項および実施した処置等については、診療録に正確に記載することが必要である。

- (4) 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】胎盤病理組織学検査は、重症新生児仮死が認められた場合には、その原因の解明に寄与する可能性がある。

- (5) 臍帯動脈血ガス分析を実施することが望まれる。

【解説】本事例では新生児蘇生の対応のため実施できなかったとされているが、臍帯動脈血ガス分析を行うことにより、分娩前の胎児の低酸素症の状態を推定することが可能であるため、できる限り実施することが望まれる。

##### 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

##### 3) わが国における産科医療について検討すべき事項

- (1) 学会・職能団体に対して

入院前(陣痛開始前)に発症した異常が胎児低酸素・酸血症を引き起こしたと推測される事例を集積し、原因や発症機序についての研究を推進することが望まれる。

## (2) 国・地方自治体に対して

入院前(陣痛開始前)に発症した異常が胎児低酸素・酸血症を引き起こしたと推測される事例の発症機序解明に関する研究の推進および研究体制の確立に向けて、学会・職能団体への支援が望まれる。